



介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 事務について



令和8年度
健康福祉局高齢在宅支援課



研修内容

- 1 住所地特例制度
 - 2 要支援認定者のサービス利用について
 - 3 居宅介護支援事業所への委託
 - 4 委託の届出
 - 5 利用者への重要事項説明と契約書等の締結
 - 6 包括的な委託
 - 7 ケアマネジメントの報酬
- 
- 

The slide features a white background with several decorative green elements. On the left, there are two overlapping, swirling green lines. On the right, a large, curved green shape extends from the top edge. A thin, horizontal green line runs across the middle of the slide, positioned below the main title. The title itself is written in a bold, dark green font.

1 住所地特例制度



1 住所地特例制度

○住所地特例とは

- ・市外から住所地特例対象施設に転居し、住民票を施設に異動した方が対象
- ・施設所在市町村の財政上の不均衡を是正する制度






1 住所地特例制度

○住所地特例対象者の 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは

施設所在地の市町村の

- ・ 地域包括支援センター、
 - ・ 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者
が実施
- 



1 住所地特例制度

○横浜市地域包括支援センターや

介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が
担当する条件

①、②両方に該当する方

①他都市の被保険者証を持っている方

②市内担当エリア内の住所地特例対象施設に入居し、
保険証の住所が市内担当エリア内になっている方





1 住所地特例制度

○横浜市介護保険証で、
住所が市外の住所地特例対象施設の場合

→住所地を担当する
地域包括支援センター等が担当



2 要支援認定者のサービス利用について

2 要支援認定者のサービス利用について

○介護予防給付（介護予防支援）

<利用するサービス>

- ・介護予防給付のみ
- ・介護予防給付(給付管理表あり)+総合事業

<実施者>

- ・地域包括支援センター
- ・介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者

2 要支援認定者のサービス利用について

○介護予防ケアマネジメント

<利用するサービス>

総合事業のみ

介護予防給付(給付管理票なし)+総合事業

<実施者>

- ・地域包括支援センター
- ・地域包括支援センターから委託された居宅介護支援事業所

※居宅介護支援事業所は直接契約不可



3 居宅介護支援事業所への委託

3 居宅介護支援事業所への委託

○委託の範囲…15項目の業務のうち以下の11項目

- ① 利用申込みの受付
- ② 地域包括支援センター設置者と利用者との契約締結
- ④ アセスメント
- ⑤ 介護予防サービス・支援計画原案の作成
- ⑥ サービス担当者会議の開催
- ⑧ 介護予防サービス・支援計画書の交付
- ⑨ サービスの提供
- ⑩ モニタリング
- ⑪ 評価
- ⑬ 給付管理業務
- ⑮ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携に係る業務

3 居宅介護支援事業所への委託

○次の4項目は、地域包括支援センターが実施

* 委託不可 *

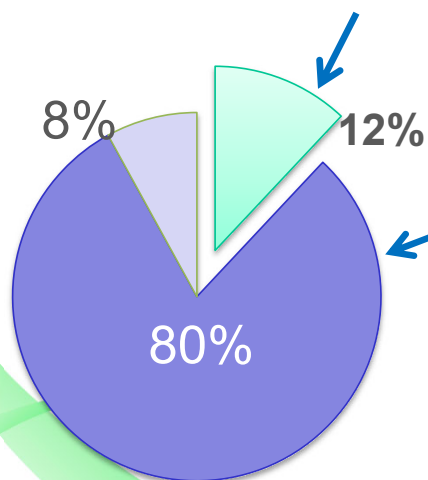
- ③ 契約書の確認
- ⑦ 介護予防サービス・支援計画書案の決定
- ⑫ 評価及び介護予防サービス・支援計画書変更案の確認
- ⑭ 介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の請求、給付管理票の神奈川県国民健康保険団体連合会への送付

3 居宅介護支援事業所への委託

○国保連での委託料の振り分け支払い

地域包括支援センターへ支払われる

介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費（12%）



委託料相当分（80% + 消費税 = 88%）

給付管理票により

指定された委託先居宅介護支援事業所へ

※委託する項目、委託料率は事業者間の契約書により決定

The slide features a white background with several decorative green elements. On the left, there are two overlapping circular swirls. On the right, a large, curved green shape extends from the top edge. A thin, horizontal green line spans across the middle of the slide, positioned just below the main title. The title itself is centered and consists of a large number '4' followed by the Japanese text '委託の届出' in a bold, dark green font.

4 委託の届出



4 委託の届出

○委託届出書等の書類提出が必要なとき

- ①新規で介護予防支援業務または
介護予防ケアマネジメント業務を委託するとき
- ②既に契約している委託内容
(事業所名称、事業所番号、所在地等) を変更するとき

※事業所の廃止、委託契約の解消時の届け出は不要



4 委託の届出

○ 提出書類

- 書類送付票
- 指定介護予防支援委託(変更)届出書
- 指定介護予防支援委託事業所一覧
- 代理受領委任状

(県内事業所へ委託する場合のみ)

届出書は
国の様式を使用！

代理受領委任状

指定介護予防支援委託事業所一覧

※本表の特記の中を記入してください。

送付番号

作成基準日

法人名

年月日現在

事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容 (下記内容を選択、該当番号に○印)										委託期間	委託件数	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			11
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

書類送付票

指定介護予防支援業務の委託について、次の書類を提出します。

件名	提出書類		
	指定介護予防支援委託(変更)届出書	指定介護予防支援委託事業所一覧	代理受領委任状
新規委託	○ <input type="checkbox"/>	○ <input type="checkbox"/>	○ <input type="checkbox"/>
委託内容等の変更	○ <input type="checkbox"/>	○ <input type="checkbox"/>	○ <input type="checkbox"/>
委託内容	×	○	×
事業所の名称	○ <input type="checkbox"/>	○	×
事業所番号	○ <input type="checkbox"/>	○	○ <input type="checkbox"/>
事業所の所在地	○ <input type="checkbox"/>	○	×
委託期間	×	○	×

4 委託の届出

- **電子申請届出システムによる提出も可
厚生労働省が運営する電子申請システムで！**

届け出はすみやかに都度の提出が必要

※詳しくはホームページで。

- **代理受領委任状は原本の提出が必要！**

代理受領委任状の原本はまとめて提出可
郵便代の節約にもなります。

4月～9月提出分は10/10必着、

10月～翌年3月提出分は4/10必着で提出を！

様式第1号 代理受領委任状

厚生労働省労働政策研究振興センター
〒100-8305 東京都千代田区千代田1-1-1
電話 03-3581-2111

下記の委託者（代理人）が、本センターの業務（労働政策研究振興センターの業務）を、本委託状の範囲内において、代理人に委託し、委託者より委託料を徴収し、その委託料を徴収することをもって本委託状の発効といたします。

(委託者) 姓 名 _____
住 居 _____
電 話 _____

(代理人) 姓 名 _____
住 居 _____
電 話 _____



4 委託の届出

	新規	委託内容の変更	
		事業所番号	委託内容・ 名称・所在地
書類送付票	必要	必要	必要
指定介護予防支援委託 (変更) 届出書	必要	必要	必要
指定介護予防支援委託 事業所一覧	必要	必要	必要
代理受領委任状 (※県内のみ)	必要	必要	不要



4 委託の届出

よくある誤り

- ◇記載内容の誤り 特に事業所番号の誤り
 - ◇指定介護予防支援委託事業所一覧の添付漏れ
 - ◇神奈川県外の居宅介護支援事業所の届出書類に代理受領委任状が添付されている
- 
- 

The slide features decorative green swirls in the corners and a horizontal line below the title. The number '5' is positioned to the left of the main title.

5

利用者への重要事項説明と 契約書等の締結

5 利用者への重要事項説明と 契約書等の締結

○重要事項を必ず説明

利用者が、包括支援センターや居宅介護支援事業所との信頼関係の中で、安心して介護予防に励むために必要

○地域包括支援センターから委託する3者契約の際は…

- ・ 事前に利用者へ、地域包括支援センターから連絡
- ・ 居宅介護支援事業所が代行して契約を取り交わす旨を説明
- ・ 委託先の居宅介護支援事業所への引継ぎ、情報共有を確実に

※委託の際の最終的な責任は地域包括支援センター

5 利用者への重要事項説明と 契約書等の締結

- 介護予防支援の指定を受けた
居宅介護支援事業者が直接契約をする場合の注意

介護予防ケアマネジメントへの場合に備え、三者契約を検討

- 介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターのみ
地域包括支援センターへ契約変更と委託による担当継続が必要
例：総合事業のサービス・活動事業と介護予防給付の併用
ショートステイや訪問看護等の中止により
介護予防ケアマネジメントに変更になる見込みはないか

The slide features a white background with several decorative green elements. On the left, there are two overlapping circular swirls. On the right, a large, curved green shape extends from the top edge. A thin, horizontal green line spans across the middle of the slide, positioned just below the main title. The title itself is centered and consists of a large number '6' followed by the Japanese text '包括的な委託' in a bold, dark green font.


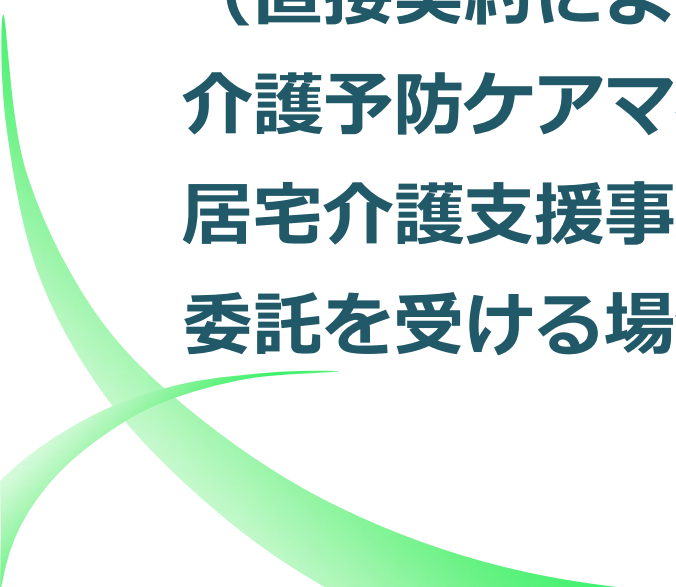
6 包括的な委託



6 包括的な委託

<対象となるケース>

指定居宅介護支援事業所が行っている予防給付
(直接契約による介護予防支援) が、
介護予防ケアマネジメントに変更になり、
居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから
委託を受ける場合



6 包括的な委託

<具体例>

5月…通所型サービス（総合事業） + 介護予防訪問看護

→介護予防支援 = 直接契約

6月…通所型サービス（総合事業）のみ

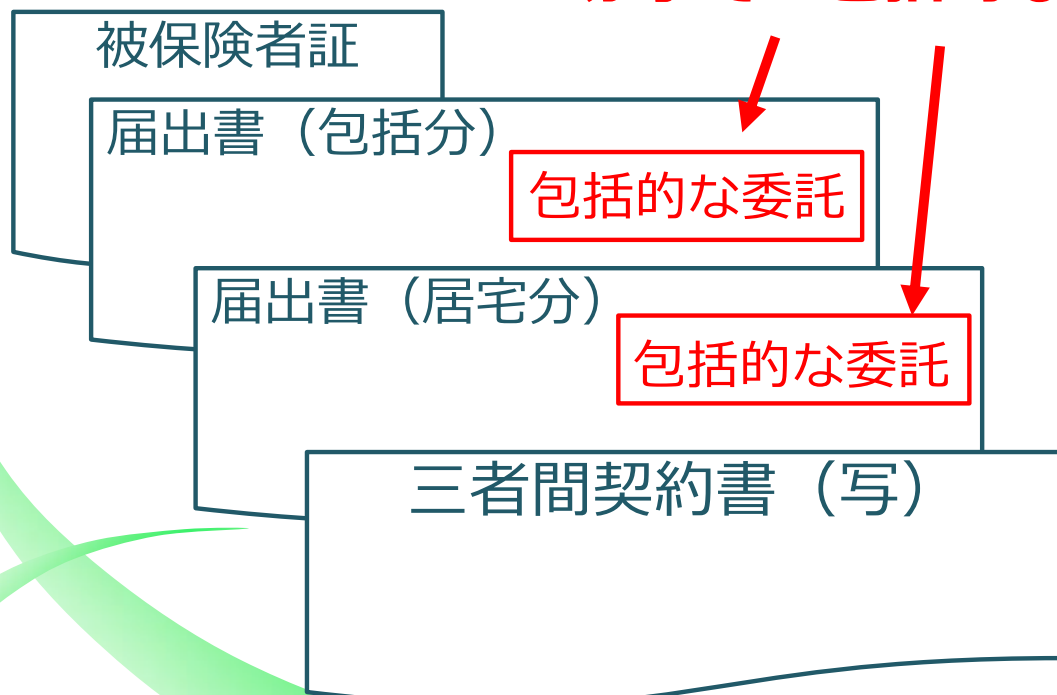
→介護予防ケアマネジメント = 包括からの委託契約

あらかじめ、利用者、指定居宅介護支援事業所、
地域包括支援センターの三者で契約（包括的な委託）
することで、変更のたびに行う契約を省略

6 包括的な委託

<事務の流れ（契約時）>

赤字で「包括的な委託」と記載する



区役所に提出

被保険者証の発行

6 包括的な委託

＜介護予防支援⇔介護予防ケアマネジメント変更時＞

居宅事業所

計画書種別の
変更を包括に報告
(電話等で共有、
記録の作成)

居宅事業所

報告書の作成

包括的な委託に伴う
計画種別変更報告書

居宅事業所

電子申請システム
にて提出
※区役所窓口でも可



7

ケアマネジメントの報酬

7 ケアマネジメントの報酬

介護予防支援、 ケアマネジメントA	単価	総額	支払の場合	
			委託先 居宅介護支援 事業所	委託元 地域包括支援 センター
介護予防支援費（Ⅰ）又は ケアマネジメントA(442単位)	442単位	4,915円	4,325円	590円
介護予防支援費（Ⅰ）又は ケアマネジメントA(442単位) + 初回加算又は委託連携加算(300単位)	442単位 + 300単位	8,251円	7,260円	991円
介護予防支援費（Ⅰ）又は ケアマネジメントA(442単位) + 委託連携加算 (300単位) + 初回加算(300単位)	442単位 + 300単位 + 300単位	11,587 円	10,195円	1,392円
介護予防支援費（Ⅱ）	472単位	5,248円	直接契約	—
高齢者虐待防止措置未実施減算（1%減算） 業務継続計画未策定減算（1%減算）	介護予防支援（Ⅰ）または（Ⅱ）または ケアマネジメントAとの 合成単位数により算定			

7 ケアマネジメントの報酬

ケアマネジメントC (地域包括支援センター直営のみ)	単価	総額	支払先	
			居宅介護支援 事業所	地域包括支援 センター
ケアマネジメントC・初回(442単位) ※年1回まで	442単位	4,915円	委託不可	直接契約
ケアマネジメントC 社会参加促進報酬(300単位)	300単位	3,336円	委託不可	直接契約
ケアマネジメントC アウトリーチ報酬(300単位)※年6回まで	300単位	3,336円	委託不可	直接契約
ケアマネジメントC リハビリテーション専門職 連携等報酬(442単位)※年1回まで	442単位	4,915円	委託不可	直接契約
高齢者虐待防止措置未実施減算(1%減算) 業務継続計画未策定減算(1%減算)	ケアマネジメントCとの 合成単位数により算定			

重複算定不可

The page features several decorative green elements: a swirl on the left, a curved line in the top right, a curved line in the bottom left, and a small arc in the bottom right. A thin green horizontal line is positioned below the main text.

よくある質問



よくある質問

○初回加算、委託連携加算

Q 利用者が転居をして担当の地域包括支援センターが変更となったが、利用者の希望により、転居前と同じ居宅介護支援事業所に委託することとなった。
その場合、初回加算、委託連携加算の対象になるか。

A 初回加算、委託連携加算どちらも対象になります。





よくある質問

○給付管理票の作成

Q 総合事業のサービスのうち、補助事業、一般介護予防事業のみの利用の場合、給付管理票は作成するのか。

A 区分限度額を管理する必要がないため作成は不要です。



よくある質問

○居宅・介護予防サービス計画作成
介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出について

Q 介護予防支援の方が、介護ケアマネジメントの利用に変更になった。届出書の再提出が必要か？

- A ○再提出が必要な場合…認定や事業所が変わる度に再提出
- ①要支援認定者→事業対象者になるとき
 - ②介護予防支援（介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業）
→介護予防ケアマネジメント（地域包括支援センター）
- 提出が不要な場合…認定も事業所もかわらない
認定も変わらず、地域包括支援センターが担当または委託



横浜市ホームページのご案内

○計画様式、委託の届出、加算、業務委託の流れなどを掲載

横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護

>事業者指定・委託等の手続き>地域密着型サービス関連>変更届・運営に関する情報等

>介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業所）

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/>

[fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/kaigo-yobou.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/kaigo-yobou.html)

